禁裏御所御用日記

二九口

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

寛政九年

禁裏御所御用日記

294

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十一月廿五日

一 依法振参上

右山西令首ニ而也

御留守

村井頼母

一 サノ 参上

右山西令ニ依ル頼ニ而出西令之

村井和母

十二月朔日

一 参上

御留守ニ依

浅井主税

右山對西ニ山御上ニ而遠書ニ付来ル

大正
6. 4. 13
購求

一 山度 御宮様御移ニ付ル為ニ 和州

御加減ニ御室室ニ而ハ彼是ニ混乱ニ付

事ニ依テ御ニ住ニ御

混乱ニ付ル事ニ御ニ付ル

御室御ニ付ル事ニ付ル事

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

中宮寺宮御内

老尼 祖傳 同 惠明 家司 幷頼母

京都 御蒙古尼 御蒙古尼 御蒙古尼

御幷ゟ祝 祖真 四人

下部 両人 京都 御里坊御門番 長人 京都 御蒙古尼 黒内膳 同 同 村田小人

和尼 御同 奥田ゟ年 和尼 幸蔵村 古来分 御蒙古尼 青士格 永格人

御方領高羅八石 永年四年 大会 ニ

太子分米拾貳石

石之逸 御方 [illegible]

和之 [illegible] 平沢 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一 [illegible]

[illegible]

一 中宮[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

二月廿一日

一条

二月四日

一参上　　口上之覚　　村井頼母

一両御所御修復之儀、去ル巳年中御修覆
関東表ゟ殿上所々迄御取締之儀、寺社
奉行并大坂町奉行中宮寺御修理并御取り
之義、頭取ニ而御掛り之御修復之人数
之外御勤方も御手日之御修業之方ゟ御用
并見積之御陳之見込取締候也律

之御修復御見積之上、殊ニ御手役々
関を始又御修復積直り并日記請書之振合取勤
之外修役人共勤方之御修理ニお守り
来り候ニ付番方之趣関東ゟ申上置候
御取書御見込ニ相成候間
御修覆之儀ハ右之通御修覆仕候間、関東
之儀ハ右之通御修理之御勤方御用之儀
右迄仕置又取締候也律之御修覆之上之儀

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

関東表に對し雖お御仕合勿論有儀も有
之に得たるお丈を大義に御解し知る所に
御守に御生に御に御平に御生に御得たる万に一大義
中後案に御得たる御出にて御得上事
関東表に御生中上に御成儀に御座にて
節も御所案に御成に御座にて御大酒に御
御守に御生に御寄に御生に御御安に御
御中上に御得共に御書に御お徳等に御入合

空

年 二月

二月ハ

一 老祖傳に於て山法院に宅御合せ御
お御に御は度上京を望え方に病人を
以前に御に御京都に御に御上京仕
先生方分目前ちに御に御に御も御
お御に御に御は御御に御に御
中上に御も御に御に御に御

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

[illegible]

寛政十年　二月

中宮年廻御門跡

祖傳

[illegible]

二月九日

村井頼母

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

乙巳以上書先生中上以

一家司村井新母義先達ニ一老祖傳ト好通
之義有之以頃在御門邊之老友隱便ニ
御演ニ在ル義中立以尼惠ニ廓ニ中尼
以昧ニ御成以右惠廓義先ニ家司相傳門近
女ニ為須分出法之者ニ唯今法躍ニ之門ニ廣ニ持
望國所用之御墓所無詩仕以後ハ難以
一先年新母義関東下向前ニ中新ニ居以器源

一 御室尼一老祖侍二を惠明三を祖主ハト
以花ハ内祖侍後不如法惠明義ハ別ニ成ハ
生付ニ而花ハ景源ニ進ヲ讀書ニ行ハ
淺二郎ト申ス祖侍源ニ進下知ニ而花書
物ニ為後ニ至ハ受祖侍源ニ進奸通ニ
さ内ニ付ニ相成ハ手惠明淺比郎義大通人
元侍為後奸通ハ様子ニ相ハ
一 大藏義ニ在ニ冬江戸ニ相越ハ不余ハ礼雑

御殿門及御家法ニ相礼ニ上動化以来
通ニ而相成ハ為ト申又ハ無程江戸ニ本合
上人ニ在ニ中宮寺様ハ門入ニ夫ニ大阪ニ出
諸人ニ廿余後ニ七万人ニ講私立御家御修
後ニ仕ハ為ト居ハ相ニ是迄義恒成ニ而
存知ニ而相ニ宮家御室ニ有金義無之
何故ハ御家ニ無之ニ相ニ有之ニ立ハ本
合ニ義来リ如ニ義御室ニ為ニ義の

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

御家法無之上ハ大義君勤之切ニ至ル事太祖傳
ニ義仕ニ事ニ度々之事ニ先ヲ○も之義ニ有之
ニ付ニ得ル。　宮様也ニ之ニ而ニ有之ニ付ニ以上ニ後
又ニ御法儀ニ有之ニ義仕ニ事ニ云ヶ度ニ有之ニ如
御家ニ於前ニ者上ニ東仕　有栖川様御類ニ上
御ニ二三ヶ年祖傳ニ身ニ有之ニ段々ニ得ル此ニ度ニ
別ニ内縁ニ者ト云ニ儀仕ニ事ニ師事北室院度々
美見仕ニ得ル事ニ有之ニ用ニ是ニ度々ニ儀ニ
下ニ之尾ニ之義ニ身ニ持ニ事ニ有之ニ私ニ儀之
縁度ニ以留ニ上　祖傳私ニ之尾ニ張ニ得ル
也

也ニ就ニ御家法ニ而ニ有之ニ義ニ而ニ大義ニ事ニ
御儀ニ御辭ニ説ニ有之ニ別ニ而ニ年ニ在
宮様御年ニ云ニ御前ニ接ニ得ル様ニ御儀ニ別ニ
此ニ如ニ考ニ私ニ縁度ニ以留ニ上　祖傳私ニ張ニ義
ニ之ニ通ニ御身ニ御ニ有之ニ義ニ也ニ事ニ之ニ是ニ得ル
難有ニ仕合ニ存ニ有之ニ書付ニ如ニ有之ニ就ニ有之ニ
以上

中立寺御所御門
村井彩母ニ下

年二月

其嘉寺ニ於大納言様
御披露

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

禁裏御所御用日記

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91